

各市町長からのご意見等とその対応の方向性について

(1)施設の安全性について①

【いただいたご意見】

- 環境省により、指定廃棄物最終処分場の科学的根拠に基づく条件、安全性、選定経過等について、市町村単位で説明会を開催すべき。
- 指定廃棄物処分場については、大多数の人は「放射能に汚染された廃棄物の保管施設ができる。」という認識。国はあらゆる広報媒体を通じて、指定廃棄物処分場の安全性をPRし、このまま放置するより当該施設に保管したほうが、はるかに安全であるという理解を得てから、候補地の選定を進めるべき。

【対応について】

- 施設の設置に際しては、国の責任の下で候補地となる地元への説明会を開催し、処分場の安全性や必要性等をしっかり説明して施設の設置についてご理解をいただきたいと考えます。
- また、環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を提供していますが、ご要望を踏まえ、放射線対策の分かり易い資料・リーフレットの作成や、指定廃棄物最終処分場に関する関係者に対してのきめ細かな情報をさらに提供していく所存であり、8月下旬には環境省と栃木県の連名で「指定廃棄物に関するお知らせ」(新聞折り込み)を出す予定です。

(1) 施設の安全性について②

【いただいたご意見】

- 今回の見直しで前回の地形勾配が10%ないし15%以下としていたものを30%までに数字を引き上げたが、30%となるとほとんどの土地が対象となり、かなり傾斜が厳しい所も候補地となる。傾斜がきつければそれだけ崖崩落等の災害リスクが大きくなる。また、通常傾斜地には農業用水や飲料水となる水源地があり、その裾野には集落が広がり多くの生活が営まれている。台風や地震などにより保管施設が被災した場合は甚大な被害が発生することが容易に考えられる。このような不測の事態を防止するためにも、土地の傾斜については従前どおり10%から15%以下とすべき。

【対応について】

- 候補地の選定にあたっては、安全等が確保できる地域を抽出するため、自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すため避けるべき地域を除外します。斜面崩壊については、がけ崩れの発生する危険性があるエリアを除外することとしています。
- 今回の見直しでは、急傾斜地崩壊危険箇所調査での「傾斜度30度以上」という基準に準じて、まずは、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを除外します。
- そのうえで、一般的に工事用道路の縦断勾配として考慮されている15%以下に準じて、安全に施設の建設工事を実施することができる敷地全体の平均的な傾斜が15%(=約9度)以下を目安として最終処分場の候補地として選定することを考えています。

【参考資料1参照】

[資料2 P5関連]

(2) 選定手順・評価項目・評価基準について①

【いただいたご意見】

- 最終処分場の候補地を選定するにあたり、地元の理解を得ることは当然であるが、貴重な自然環境や生活空間との近接状況は元より、特に、水源に対する影響については、特段の配慮が必要。

【対応について】

- 水源について、最終処分場の設置による影響が及ばないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- そのため、今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、埋立地は水を排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。

[資料2 P16関連]

(2)選定手順・評価項目・評価基準について②

【いただいたご意見】

- 当町は、県からの要請で指定廃棄物を一時保管しているが、当該指定廃棄物は、広域処理で発生した物であるため、各市町に割戻すのも一つの方法。
- 指定廃棄物の発生状況の評価は、選定にあたって大きな影響を及ぼし、候補地を狭めることになる。指定廃棄物を抱える自治体や住民も被害者であることを考えれば、原因者責任で処理・処分すべきとの入口論に戻ることになる。指定廃棄物の発生状況の評価項目とすることについては、自治体の意見を再度確認し、検討すべき。

【対応について】

- 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定については、有識者会議での検討や各県での市町村長会議等でいただいたご意見も踏まえ、共通事項として、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況の評価項目としています。
- 指定廃棄物の保管状況については、「指定廃棄物を保管していない土地に最終処分場を設置することは地元の理解が到底得られない」等のご意見があったことや、指定廃棄物の保管量が多い市町村の方が、できるだけ速やかに処理する必要があることから、条件として考慮することとしています。
- 指定廃棄物の保管状況の評価については、有識者会議でのご意見も踏まえ、複数の市町村が関係する広域的な公共事業(上下水道、ごみ処理)から生じた指定廃棄物については、当該指定廃棄物を保管している市町村だけをみるのではなく、関係している市町村に応分に割り戻すこととしています。
- なお、4つの評価項目につきましては、すべての項目が重要と考えておりますが、各項目間に重み付けを行うかどうか、重み付けを行う場合にはどのようにするのかについて、市町村長会議でご議論いただきたいと考えており、重み付けをゼロにすることも可能です。

(3) 風評被害対策について

【いただいたご意見】

- 風評被害の未然防止策でなく、今現実にある風評被害の対策を示すことが必要。国は今現実には起きている風評被害の対策を示し、解決していかなければ、候補地選定は進まない。

【対応について】

- まずは、風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成、環境省のホームページの充実等を展開してまいります。
- 現在、既に生じている風評被害については、復興庁において原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージを取りまとめており、被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保する対策を行っています。

(4) 地域振興策について

【いただいたご意見】

- 候補地自治体の発展のため、候補地の提示と併せて、地域振興策を示すべき。

【対応について】

- 関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応してまいります。
- 地域振興に関する具体的な検討は、候補地が決まった段階で、地元の御意向を伺い、それを反映できるよう努力してまいります。
- 並行して、平成26年度概算要求に向けて、どのような形で対応策を具体化していくかについて、検討を行ってまいります。

(5) その他①

【いただいたご意見】

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理についても、国が主体性を持って取り組むことができるような立法措置をとるなどして、処理を促進することが必要。
- 8,000Bq/kg以下の焼却灰の引き受けが可能な事業者を国の責任において斡旋・指導すべき

【対応について】

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法により安全な処理が可能です。
処理が滞っている農林業系廃棄物については、市町村による処理を支援するため、処理加速化事業(予算額:104億円)を創設しました。本事業等を通じて得られた処理の安全性に係る知見を周知しつつ、市町村や地域住民の方々の理解を得ながら農林業系廃棄物の処理を加速していきます。
- また、多くの焼却施設では、焼却灰中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等物理的な状況が変化したことや、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等によるご尽力により、適正な処分が進んでいます。
- 一方で、8,000Bq/kg以下の焼却灰の保管が継続している自治体があることは承知しており、これまでも環境省では8,000Bq/kg以下の廃棄物について独自に濃度基準を設定して搬入を制限することは適切でなく、受け入れを促進するよう、県等を通じて指導・要請してきたところですが、平成25年7月12日には都道府県及び政令市廃棄物行政主管部局宛通知(参考資料2)を発出し、同趣旨について改めてお願いしたところです。
- 今後ともホームページ等による処理の安全性の周知に加え、関係自治体と連携しつつ、これらの廃棄物を受け入れることのできる処理施設への働きかけを行っていきます。

(5) その他②

【いただいたご意見】

- 指定廃棄物の保管方法について、風水害にも耐えられる比較的長期の保管に適した、より安全性を高めた一時保管方法への見直しが必要。
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要。安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援について早急な説明が必要。

【対応について】

- 指定廃棄物の保管に当たっては、平成23年12月に環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に沿って、指定廃棄物を保管する者が、容器内の指定廃棄物が飛散及び流出することがないように、必要な措置をとることが必要であると考えております。
- 環境省では、特措法の保管基準に従って当該廃棄物を飛散及び流出させることなく適切に保管できるよう、周知徹底を行っています。さらに、必要に応じて地方環境事務所等による現場確認を行っています。
- 指定廃棄物の飛散・流出の防止に係る費用のうち一定の要件を満たすものは、環境省で実施している指定廃棄物の適正な保管のための支援の対象となり得るものです。保管状態等に問題が生じるおそれがある場合は、個別にご相談ください。

安心等の評価方法(案)について

栃木県における指定廃棄物 配分後保管量市町別一覧

市町村名	指定廃棄物量(平成25年3月31日時点)(注1)										(3)18,000Bq/kg超の未指定の保管量(平成25年3月31日時点)(注2)			指定廃棄物配分後保管量及び未指定保管量((2)+(3))(*5)
	(1)配分前					(2)配分後(広域的な公共事業(上下水道・ごみ処理)から発生する廃棄物を関係市町に配分)					廃棄物焼却灰	汚水発生土	農林業系副産物	
	廃棄物焼却灰	下水汚泥	汚水発生土	農林業系副産物	合計	廃棄物焼却灰	下水汚泥	汚水発生土	農林業系副産物	合計				
宇都宮市	147.0	37.0	1535.0	1719.0	0	983.9	134.3	1535.0	2653.3				2653.3	
足利市				0	0	116.5			116.5				116.5	
栃木市				0	0	73.2			73.2				73.2	
佐野市				0	0	126.3			126.3				126.3	
鹿沼市			1745.0	1745.0	129.3	129.3		1745.0	1874.3			2.0	1876.3	
日光市	556.4			600.4	556.4	105.4			661.8			7.8	669.6	
小山市				0	0	210.5			210.5				210.5	
真岡市				0	0		6.7		6.7				6.7	
大田原市	190.0	581.0		871.0	131.0	64.9	24.2		220.1			70.7	290.8	
矢板市				250.0		16.7	250.0		266.7			107.4	374.1	
那須塩原市	1262.0	520.0	145.0	2111.9	1262.0	118.6	180.7	145.0	1696.3	50.2	143.0	2096.7	3976.2	
さくら市				0	0	35.8			35.8				35.8	
那須烏山市				0	0				0				0.0	
下野市				0	0	51.6			51.6				51.6	
上三川町		852.0		852.0		24.1			24.1				24.1	
益子町				0	0	12.0	3.9		15.8				15.8	
茂木町				0	0	8.2			8.2				8.2	
市貝町				0	0	4.0			4.0				4.0	
芳賀町				0	0	5.6	2.4		8.0				8.0	
壬生町				0	0	48.5			48.5				48.5	
野木町				0	0	11.9			11.9				11.9	
岩舟町				0	0	7.3			7.3				7.3	
坂谷町				0	0				0			20.0	20.0	
高根沢町			66.6	66.6		30.5	0.3		30.8				30.8	
那須町			2.0	2.0	1290.0	15.1	2.0	1290.0	1366.1			192.2	3295.3	
那珂川町				0	0				0			2.4	2.4	
合計	2,008.4	2,200.0	584.5	4,715.0	9,507.9	2,008.4	584.5	4,715.0	9,507.9	50.2	143.0	4,236.2	13,937.3	

※1: 廃棄物焼却灰: 「広域クリーンセンター大田原」(大田原市保管分)は、那須地区広域行政事務組合の構成市町村である大田原市、那須町の平成23年度のごみ焼却量により配分。
 ※2: 下水汚泥: 「栃木県下水道東部北工場」(上三川町・大田原市・那須塩原市・宇都宮市保管分)は、関係22市町の平成23年度市町別処理量(脱水汚泥ベース)に応じて配分。
 ※3: 汚水発生土: 栃木県下水道水供給事業(高根沢町及び那須塩原市保管分)については、それぞれ供給先の5市町、2市の平成23年度の供給水量実績により配分。
 また、宇都宮市水道事業(日光市保管分)については、供給先の宇都宮市に配分。
 <その他備考>
 注1: 増減処理等により指定量と保管量が若干異なる場合については、指定量ベースで算定。
 注2: 農林業系副産物は一部を除き平成24年11月現在の数値。

